



労基署便り

令和4年度 No.6

大河原労働基準監督署



◎ 令和4年労働災害発生状況（1～8月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	31	35	4	283 (1)	321 (2)	38(1)
食料品製造業	11	13	2	121 (1)	143	22(-1)
機械金属製造業	8	12	4	73	104	31
建設業 計	23	17	-6	189 (3)	211 (3)	22(0)
土木工事業	9	10	1	69 (2)	61 (2)	-8(0)
建築工事業	9	6	-3	91 (1)	103 (1)	12(0)
その他の建設	5	1	-4	29	47	18
運輸交通業 計	9	7	-2	278 (1)	231 (2)	-47(1)
陸上貨物運送業	11	7	-4	251 (1)	208 (2)	-43(1)
商業	14	23	9	286 (1)	315	29(-1)
社会福祉施設	9	10	1	227	464	237
全産業	123	136	13	1759 (6)	2244 (8)	485(2)

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※()は内数で死亡者数

※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和4年1～8月において事故の型別の多いものから①転倒（27%）、②その他（新型コロナウイルス感染症を含む）（14%）、③墜落、転落（13%）③はさまれ、巻き込まれ（13%）、⑤動作の反動、無理な動作（10%）の順。

「全国労働衛生週間」が始まります。

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回目を迎えます。令和4年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして10月1日から7日までの1週間展開されます。準備期間及び本週を契機に、労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

準備期間（9月1日～30日）の実施事項

～総点検を行いましょ

- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止
- ・労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- ・治療と仕事の両立支援対策の推進
- ・腰痛の予防、熱中症の予防
- ・テレワークを行う労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）の実施事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する有料職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ・その他労働衛生の意識高揚のための行事の実施

「SafeworK 向上宣言」



9月は「職場の健康診断実施強化期間」です。

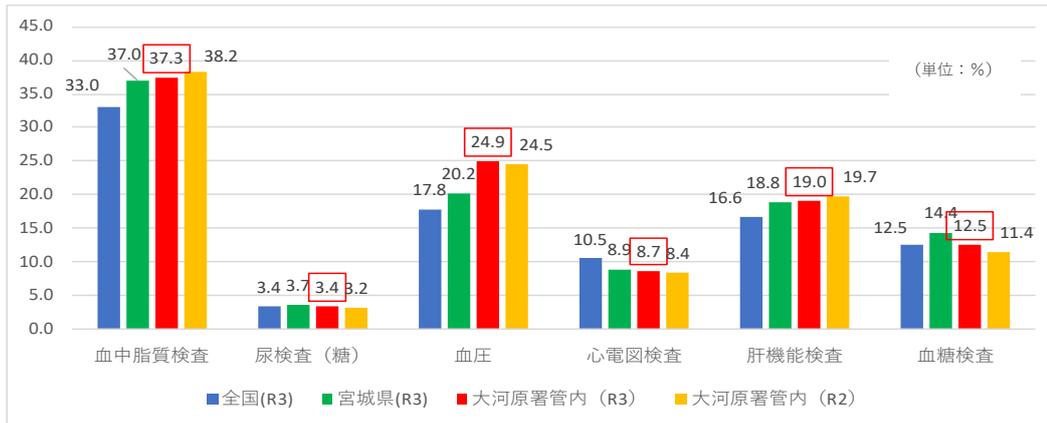
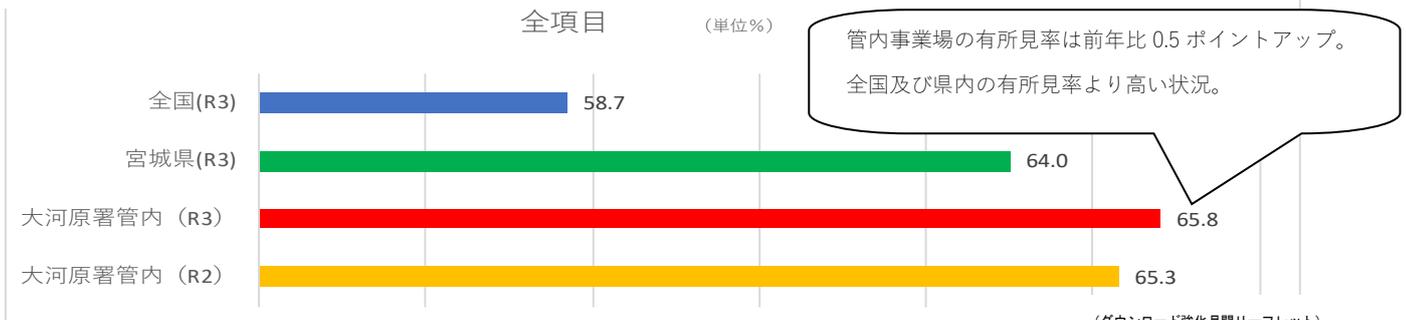
厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく**一般定期健康診断の実施**、その結果についての**医師の意見聴取**、その意見を踏まえた**就業上の措置の実施**の徹底をお願いします。

令和4年度 強化月間の重点周知事項は、「**医療保険者^{※1}との連携**」による**コラボヘルス^{※2}**の推進です。リーフレット等をご覧いただきながら、労働衛生週間準備期間に併せ取り組みをお願いします。

※1協会けんぽ、健保組合、市町村国保、共済組合等を指します。

※2保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

(参考) 全国・宮城県内及び大河原署管内の定期健康診断における有所見率(小数点第2位四捨五入)



(ダウンロード強化月間リーフレット)



(全国労働生週間)



一次健康診断の結果①**血圧検査**②**血中脂質検査**③**血糖検査**④**腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定**のすべてに「異常の所見」

があると診断されたときは**労災保険二次健康診断等給付**を受けることができます。①～④が「異常なし」と診断された場合であっても、産業医等が就業環境等を総合的に勘案し異常の所見を認めた場合も受けられる場合がありますので、詳細はお尋ねください。

「宮城県最低賃金」が改訂されます。

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

令和4年10月1日から **時間額 883円** (9月30日までは時間額 853円)

なお、最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。また、特定の産業(「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」)で働く労働者には宮城県の特定(産業別)最低賃金が適用されます。



発行：大河原労働基準監督署(TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。